

## 年金業務・組織再生会議（第31回）議事要旨

1 日時 平成20年6月19日（木）10:00～11:30

2 場所 総理官邸3階南会議室

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

岩瀬達哉、大山永昭、岸井成格、小嶋典明、斎藤聖美、八田達夫、本田勝彦

（政府）

渡辺喜美行政改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、戸井田徹内閣府大臣政務官、  
福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、加  
瀬徳幸行政改革推進本部事務局参事官、長田浩志行政改革推進本部事務局企画官

4 議事次第

(1) 開会

(2) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング

坂野泰治社会保険庁長官、宮島俊彦厚生労働省大臣官房総括審議官、吉岡荘太  
郎社会保険庁総務部長、高橋俊之社会保険庁企画室長

(3) 閉会

5 議事の経過

○ 当会議から検討を求めた「人員削減案に関する主な再検討事項」のうち6月4日の会議で後日回答するとされていた事項その他職員の採用についての検討案が厚生労働省・社会保険庁から説明され、委員との質疑応答が以下のように行われた。

- ・ 懲戒処分を受けた職員が機構の有期雇用職員に採用される場合に、退職金の期間通算が、正規雇用への抜け道になるとの疑いが持たれないようにする必要があるのではないかととの質問があり、他の職員と勤務成績などによりメリハリをつけるよう設立委員会の中で議論していきたいとの回答があった。
- ・ 機構設立後の削減数に見合う有期雇用職員については、将来的には業務が無くなるので、何回も更新することは予定されていない。社会保険庁のときと変わらない仕事をさせるのであれば、労働条件が変わらないということもあるのではないかととの意見があった。
- ・ 社会保険庁の職員から採用される有期雇用職員であっても、自発的に3年間の有期雇用を選ぶ場合には何らかのインセンティブを与えてもよいが、慎重な採用審査の対象となる者は全く別で、退職金の通算はすべきではないとの意見

があった。

- ・ 機構に対する監督について、機構の検査を厚生労働省以外の第三者機関ができるよう、法改正も含めて検討できないかという質問があり、まずは現行法の枠組みの中での監督をきちんと行いたいとの回答があった。
  - ・ 職員の採用審査は、採用することの重要性やその後の雇用に対する責任を考えると、全て民間出身者が行うのではなく、業務を知っている機構の採用担当者や理事長となる者が加わるような形にできないのかという意見があった。
  - ・ 外部からの採用者の考え方について質問があり、資料にある1000人という規模は、機構の発足時にガバナンス強化や組織風土を変えるために入れる人数であり、その後の採用は中途採用の活用など含めて、機構の責任者が判断していくべきであると考えたとの回答があった。
- 最後に、渡辺行政改革担当大臣から、本日は退職金の通算のあり方や機構に対する検査などの議論があったが、これらの会議での議論を設立委員会に引継ぎ、しっかりと活かしていくことが大事との発言があった。
- 次回開催は、6月27日（金）17時からとされた。

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>